

戦前日本における全国芸妓屋同盟会の設立と拡大

——『三業時報』・『華街新聞』を中心に——

寺 澤 優

- ・ 凡例
- ・ 史料引用文中の旧字は適宜新字に改めた。
- ・ 史料中の判読不能文字は■で記した。
- ・ 史料引用文中の傍線部や（ ）はすべて筆者による。

はじめに

本稿の目的は、戦前日本に存在した全国芸妓屋同盟会の設立背景と同会の展開過程を明らかにすることである。全国芸妓屋同盟会とは、その名の通り芸妓屋の主人らで構成される全国規模の組合のことで、1902年に設立された。それまでも各花街では小規模の芸妓屋組合が組織されていたが、地域をこえた芸妓屋同士の協力体制が試みられたのはこれがはじめてであった。戦前では全国の芸妓屋の統一をはかりつつ様々な運動を展開して全国規模へと発展し、戦後には売春防止法に反対し運動を展開した全国花柳連盟の母体の一つともなった¹⁾。

遊廓や花街における研究を振り返れば、当該分野の研究は従来の労働史・女性史的分析だけでなく、その分析視点などが刷新され、近年新たな展開をみせつつあるといえる。特に本稿が対象とする花街の組織・構造に関する議論では、「遊廓社会」論の提唱や歴史地理学からのアプローチによって、業界内部の構造や土地に根差した遊廓や花街の変遷に焦点がおかれる傾向にある²⁾。吉田伸之は江戸～幕末期の吉原の空間構造分析を通して遊女屋仲間、茶屋仲間、男女芸者を統括する「見番」が遊廓社会のヘゲモニーの主体をなしていたと論じ³⁾、それを受け、初田香成は昭和初期の白山三業地⁴⁾にもその派生形態が見られると指摘した⁵⁾。これらの研究で用いられてきた特定の土地ごとにその形成や構造を分析する手法は、正確に変遷過程を捉えることができる一方で、芸妓屋同盟会のような特定の土地に限定されない横断的組織を分析対象から捨象しがちであった。

これまでの研究では十分に分析されてこなかったとはいえ、交通や通信の手段が発達し、人々の地域を超えた往来が頻繁になる大正から昭和期においては、地域を超えた統括機関が花街においてより重要な役割をもつようになり、その勢力は時代を追うごとに増していった。後述するように、当該期は東京の花街では内紛が頻発したため、その仲裁機関として同盟会などが一定の役割を果たしており、業界の内部で新たなパワーバランスが形成されつつあったからである。本研究は既存の研究に見られなかった花街の横の関係性を明らかにするため、その作業の一つとして芸妓屋同盟会の形成と展開を明らかにすることを目的としている。

また花街に関わる地域横断的組織としては、戦前では二業連合会や待合連合会、全国料理業組合、戦後では全国花街連盟などがあるが、戦前の花街構造を問題とする本稿は特に芸妓屋同盟会に焦点

を絞った。それは二業連合会や待合連合会は待合や料理店から構成されており、一般的な飲食店連携機関としての要素が多分にあるが⁶⁾、芸妓を直接抱える芸妓屋は芸妓や、当時の売買春の問題と密接に関係し、花街における構成要素としてより重要なものであったと考えるからである。また、全国規模（1926年時点での総加盟数5,763軒）で半世紀近く活動してきたにも関わらず、これまでの研究では触れられることがなく、その存在自体ほとんど知られることがなかったという点でブラックボックスのような存在であったといえる⁷⁾。

そこで本稿ではその基礎的作業として全国芸妓屋同盟会がいつどのようにして設立されたのか、また、そこからどのように普及していったのか、いかに運営されていたのかを明らかにする。その際に1900年代の草創期から1920年代後半までに同盟会が全国に拡大して、様々な運動を展開していくまでの時期を4つ（1創立期、2拡大期、3改編期、4闘争期）に区切って整理した。また、同盟会の本部をおいていた東京及び関東地方の動向を中心に焦点をあてた。

主に使用した史料は、『三業時報』および『華街新聞』である。『華街新聞』は、戦後、花柳界の復興に伴って、全国芸妓屋同盟会（以下引用文を除いて「同盟会」とする）が発行した機関新聞で、国立国会図書館憲政資料室にマイクロフィルム版が保管されている。そのなかで特に発行直後に紙面に連載されていた2代会長渡邊平治郎の戦前の回想「全国芸妓屋同盟会の思ひ出」を使用した⁸⁾。また、『三業時報』は1925年7月に三業時報社が発刊した当時の東京周辺の花柳界の情報誌である。誌上では芸妓屋の主人や各組合の役員が組合の動向を述べたり、花街の在り方について意見を呈したりしており、当該期の業者、花街をめぐる問題が分かる恰好の素材である⁹⁾。また、このほか同盟会関係者の同時代の記述や同盟会の会員名簿、新聞等も補助的に使用した。

1 創立期：東京芸妓屋同盟会時代

・同盟会の設立と目的

まず、全国芸妓屋同盟会本体の前に、その前身となった東京芸妓屋同盟会の設立から話を始めていきたい。『華街新聞』によれば、同盟会の設立は1902年であり、設立当初の所属軒数は東京市内15軒前後で会の名称は「東京芸妓屋同盟会」としていたという。それまでも各花街において芸妓屋を統括する組合、（例：新橋煉瓦地の芸妓屋によって組織された新橋煉瓦地芸妓屋組合、浅草の芸妓屋による浅草芸妓屋組合など）がすでに組織されていたが、地域を超えて芸妓屋をつなぐ機関は存在していなかった。そのなかで、同盟会は各地域を超えて東京府下の芸妓屋間の連絡機関として発足した。1902年3月23日付の『東京朝日新聞』は「東京市芸妓家同盟（ママ）成る」との見出しで、「過日來花柳界の一問題となり居たる東京市芸妓家同盟は一昨々日を以て新吉原を除くの外芸妓家一致して規約を設け成立を告げたり¹⁰⁾」とその様子を報じている。初期の役員には、設立の提唱者であった浅草の三枝米太郎と「臣臣」のほか、新橋の江戸家、飯田魚河岸の富士見楼、烏森の近江屋、芝浦の松崎、新富町の亀香川、霊岸島の三光亭の主人らが名を連ねた。彼らは会内部で「元老株」と呼ばれていたが、発足当初は定例の会はなく、正月の新年会で「寄合」を催す程度であったという¹¹⁾。

そしてこの会の結成目的は、主に芸妓の逃亡に対する置屋の損害軽減のためであった。役員の一入であった芹澤半蔵は1915年に出版した自伝で、同盟会設立の経緯を次のように語っている。飯田魚河岸で芸妓屋を始めた当時のことである。

噺家（はなしか）の小勝に話して女房のおなべに芸妓家を行かせた。そして、おなべは小清と名乗り、狸と云ふ抱え妓を置いて、懸命に稼いだ。私もまた芸妓を抱へて、ドン／＼行ったが、怎うしても旨くいかな。皆んな抱妓に逃げられて、損ばかりして居た。怎うかして芸妓の逃亡を防ぐ工夫は無いかと、いろ／＼考へた末、有志の人々と相談し、浅草の三枝米太郎、臣真（ママ）の両氏と熟議を遂げて、東京の芸妓家を三分し、新橋、芝罘、柳橋を三枝氏、浅草、数寄屋町、外神田を臣氏、牛込、番町、四谷を私が支配することになって、いよ／＼全国芸妓家同盟会と云ふものを設立して、芸妓の逃亡を防ぎ、且つ営業上に関する凡べての利益を図った。¹²⁾

ここで芹澤はすぐに全国規模の同盟会を設立したように述べているが、前後の記述や関係者によれば、この時点ではまだ、その範囲は東京市内に限られており、「東京芸妓屋同盟会」であったと推察される。

・情報共有システムの構築

実際どのようにして「逃亡」を防ごうとしていたのかは、芹澤は詳述していないが、同盟会結成時に作成された同盟会規約によれば、会員内で「逃亡」の情報共有をはかっていたことが分かる¹³⁾。

【表1】は『東京朝日新聞』に掲載された同盟会の規約である。

第4、5条には「当会へ同盟の組合員中にて芸妓出稼人と契約をなさんとするときは前以て其組の役員へ申出で承諾の上にあらざれば契約致さざる事」、「当会へ同盟の組合員中に出稼芸妓にして不都合の所為之有該家を退出したるときは其の組の役員へ申出で役員より更に其旨同盟各地の役員へ通すべき事、但申出の後■■■（筆者注：和議カ）相整ひ候ときは速かに其旨本文同様取計ふべき事」とある。つまり上記の規約によれば、会員は新たに芸妓と契約を交わす際、各地組合の役員の承諾を得なければならない。そして、抱えの芸妓が置屋を「退出」した際には組合の役員にその旨を連絡し、また他の会員にもその旨を通達しなければならないというのである。ここでは「不都合の所為之有該家を退出したるとき」とあり、「逃亡」だけでなく全般的な芸妓と芸妓屋主人との間に生じ

【表1】東京芸妓家同盟会規約（『東京朝日新聞』1902年3月23日より作成）

第1条	当会は東京市各地の芸妓家組合を以て組織し、名付けて東京市芸妓家同盟と称す
第2条	当会は別に事務所及び役員を置かず事故ある毎に同盟各地の役員中互に相通じ営業の隆盛と安全を図るを以て目的とす
第3条	当会へ同盟の各地組合にては一ヶ所に付五名以下の役員を選定し置くべき事但役員に異動ありたる時は其旨速かに同盟各地へ通すべき事
第4条	当会へ同盟の組合員中にて芸妓出稼人と契約をなさんとするときは前以て其組の役員へ申出で承諾の上にあらざれば契約致さざる事
第5条	当会へ同盟の組合員中に出稼芸妓にして不都合の所為之有該家を退出したるときは其の組の役員へ申出で役員より更に其旨同盟各地の役員へ通すべき事、但申出の後■■■（和議カ）相整ひ候ときは速かに其旨本文同様取計ふべき事
第6条	当会へ同盟の組合中中使用せし箱屋にして不都合の所為之有解雇せしときは其組役員より其旨同盟各地の役員へ通すべき事、但申出の後和議相整ひ候ときは速かに其旨本文同様取計ふべき事
第7条	前二ヶ条の通知ありたるときは即時記録し置き如何なる事情あるも出稼の契約又は雇ひ入等を致さざる事
第8条	芸妓周旋人又は其他何事にも依らず営業上の利害に関する■■と認むる事有之ときは其旨直に通すべき事
第9条	当会は親睦を温めんが為め毎年二月一回宛同盟各地組合役員にて例会を開くべき事、但し本文に関する諸事取扱方は予め協議の上定め置き順次取扱うべき事
第10条	当会は例会を除くの外若し集会せんとするときは少なくとも五ヶ所以上の同意を以て招集する事、但し会場の決議は多数に決すべき事
第11条	当会同盟の各地組合に於て定むる規則は随意なりといえどもこの規約に抵触せざる様致すべき事
第12条	前■■条に違背したるものあるときは之れを承知せし組合員より其旨同盟各地の役員へ通じ相当の処置を致すべきこと

る諸問題が対象となっていたようである。

また、渡邊平治郎も同様の認識をもっていたようで、発足当時の趣旨を、「同盟会の発生といふものは、東京の芸妓屋が仲良くして行かう、芸妓屋を借り倒したり、喰ひ倒したりする芸妓の飛び歩くやうなのは、お互いが迷惑をするから、斯ういふ芸妓を抱へないやうに、営業を擁護しやうとの意味から出来たのであります¹⁴⁾」と語っている。

これらの回想や規約を総合して考えれば、同盟会の意義は同盟内部の抱え芸妓の情報や置屋内で発生した「逃亡」を含む問題の情報を共有し、そうした問題を有する芸妓を抱え入れの際に排除するなど損害を未然に防ぐことであったことが分かる。つまり同盟会は芸妓屋主人らで構成された商売の自衛システムでもあった。戦前の芸娼妓の稼業契約が前借金によって芸妓の身体が拘束されるという、実質的人身売買であったことは先行研究が指摘する通りで、そこには中間搾取等による人権侵害、強制労働といった問題があったことは明らかである。ここではその問題性を論じることはしない。しかしながら前借金制度は、前借金を支払ったまま芸妓が「逃亡」すれば前借金の回収は不可能となり、契約時に高額負担を要求される抱主側にとっても、相当のリスクを背負うものであった。その損害を避けるためにも同盟会を作るにいたったとみてよいだろう。

また意外なことに、当時の同盟会は意図的に加盟者を増やすことを欲しなかったという。渡邊はその理由をこう振り返る。

他土地の芸妓屋は加入させることを敢て為さなかったのです。強いて加入の勧誘もしない。加入の申込みがあれば入れると云ったやうな有様でした。その趣旨は仲間の芸妓で不徳な者は抱へない、逃げたら知らせる、廣く加入者を求めないのは、江戸（東京）の芸妓は、交通不便の時代でありましたから、逃亡の場合でも遠方へ行く事ではない。併し他土地の芸妓は抜いて引張って来るが宜しい、他土地の加入者が多くなれば抜く範囲が狭くなるのだから加入者の多きも望まず、広げない若くは無しとして居た¹⁵⁾

つまり、会員が増えれば、引き抜くことができる芸妓の母数が減ってしまうため、会員を増やさなかったというのである。この当時はあくまで内輪の芸妓屋仲間の利益保護のみを目的として同盟会が成り立っていたといえる。

2 拡大期：全国芸妓屋同盟会へ

こうした状況に変容がもたらされるのは明治の末期から大正初期のことで、ちょうど渡邊が役員として同盟会に顔を出し始めた頃であった。史料的制約から渡邊の回想に頼らざるを得ないが、彼はこの時「現在の如き考へ方では、少しも意味をなさぬから、全然方針を変へねばならない」と力説し、芸妓屋の地位向上を目的として、徐々に体制が改変されていったという¹⁶⁾。そして同時に同盟会の範囲を広げ、より広い利益の確保をめざしていくこととなる。

そこで、同盟会を拡張するため、役員体制も変革されていった。まず、代表に当たる役職が必要となり、浅草の三枝米太郎が総代に就任し、本部を三枝の営業所においた。しかし1910年2月10日に役員の改選が行われ、三枝が総代を辞任、渡邊と芝浦の芸妓屋の主人であった松崎の2人が同時に総代に就任した¹⁷⁾。三枝と番町の柴田喜太郎は相談役にまわり、その他8名の幹事を置いた。この頃から次第に加入組合（地域）数と芸妓屋数が増加しており、また、東京府下のみならず、神

奈川、埼玉、群馬等の組合役員が総会に出席していることから、同盟会の範囲が徐々に近隣県に拡張されつつあったとみられる。そして会の名称を『全国芸妓屋同盟会』と改めた¹⁸⁾。

その頃の様子を渡邊はこう振り返る。

其後此会が発展進歩をして全国芸妓屋同盟会の名称となり、総代では面白くないから会長と改めたがよいと改称が纏りまして初代の会長は種々の事情があつて烏森の布袋家石井仙太郎氏が就任したのですが、就任期間は一ヶ年とし一ヶ年の任期满つれば渡邊にといふ事に話がきまり、世話人は幹事と改称しました。然るに石井仙太郎氏は一ヶ年をまたづして不幸没せられたので、私が二代目の会長となったので御座います。それは明治四十四年の事と記憶して居ります。京橋区具足町三番地只今の場所ですが、そこに在った家屋を買って事務所となし全国芸妓屋同盟会の本部が出来ました。当時書記は松本信熊といふ人でした。それからの私は同盟会拡張の為に地方勧誘に東奔西走致しました¹⁹⁾。

全国芸妓屋同盟会の会長となった渡邊は、その後老齢を理由に1948年に退任するまで、36年間会の運営を牽引していった²⁰⁾。こうして全国の芸妓屋を統轄する中央組織「全国芸妓屋同盟会」が発足したのである。

・加入組合の全国的増加

同盟会の会員数の増加に伴って、1917年には『全国芸妓屋同盟総員名簿』が作成されている。その後1927年、1939年と管見の限り戦前では計3回発行されている²¹⁾。名簿には同盟会加入組合名、事務所の住所、電話番号と、すべての組合員の住所電話番号、屋号と営業者名が記されている。それらからの加盟組合の一覧をまとめたものが次の【表2】【表3】【表4】である。ここでは、この表

【表2】1917

新橋北地	渋谷	安中	佐原町
新橋南地	亀戸	館林	甲府
芝浦	大森	渋谷	仙台
神明	品川	草津	松本
新富町	羽田	下仁田	豊科
霊岸島	八王子	松井田	明科
日本橋	横浜関内	藤岡町	上諏訪町
植木店	横浜関外	富岡町	茅野
葭町	神奈川	境町	大垣町
柳橋	戸部	伊勢崎町	米沢
深川	本牧町	大々間町	神戸
向島	小田原	中之條町	室蘭
向島秋葉	平塚	水戸上市	高田
浅草	湯本	同下市	中村
下谷	横須賀	土浦	大田原
同朋町	静岡	宇都宮	高知市
天神	沼津	佐野町	京都
神田	江尻	古河町	栃木
九段	島田	足利	今市
飯田河岸	前橋	鹿沼町	下諏訪
牛込	桐生	日光町	上諏訪湖畔
赤阪	桐生新見番	行田	磯子町
四谷	沼田	熊谷	大師
新吉原仲之町	太田	所沢町	川崎
新吉原京町	太胡	深谷	鶴見
白山	柳川町	千葉町	笠間
麻布	喜多町	木更津町	計 107 組合

【表 3】 1927

新橋	洲崎	*	戸部		江尻		水戸上市		矢板	*	野田町	*	飯坂町	*
新橋南地	根岸	*	藤棚	*	富士本	*	水戸下市		足尾	*	八日市場	*	仙台	*
芝浦	駒込	*	本牧		吉原町	*	土浦		黒磯町	*	船橋町	*	石巻	*
神明	新宿	*	磯子		伊東町	*	古河		黒羽	*	甲府		水澤町	*
新富町	大木戸	*	遊廓(ママ)	*	長岡	*	石岡	*	熊谷		同穴切	*	山形	*
霊岸島	浅草西三業	*	東神奈川	*	大場	*	茨城県太田	*	所沢		甲府東	*	秋田	*
日本橋	神楽坂	*	横浜日本橋	*	三島	*	下館	*	深谷		谷村	*	室蘭	
一	渋谷		蒔田	*	大仁	*	結城	*	加須	*	鹽山	*	宮崎市	*
葭町	亀戸		子安	*	修善寺	*	湊町	*	松山	*	松本	*	函館蓬萊町	*
柳橋	大森		最戸	*	熱海	*	磯浜	*	寄居	*	上諏訪湖畔		本銚子	*
深川	品川		横浜森	*	御殿場	*	水戸常盤谷中	*	秩父	*	上田	*	小畑町	*
向島	五反田	*	川崎		群馬連合会	*	笠間町		浦和	*	京都		計 201 組合	
秋葉	大塚	*	鶴見		前橋		鉦田町	*	児玉	*	高知			
浅草	王子	*	大師		高崎		太子町	*	羽生	*	岡山			
下谷	尾久	*	小田原		桐生		宇都宮		川口	*	三条	*		
同朋町	八王子		塔之澤	*	渋谷		鹿沼		小川町	*	福島	*		
天神	羽田	*	横須賀		伊勢崎		今市		大宮町	*	中村	*		
神田	調布	*	厚木	*	境町		日光		千葉		原町	*		
九段	板橋	*	鎌倉	*	館林		大田原		木更津		郡山	*		
飯田川岸	赤羽	*	藤沢	*	太田		足利		佐原	*	白河	*		
牛込	新井	*	国府津	*	沼田		佐野		東金	*	湯野村	*		
赤坂	森ヶ崎	*	戸塚	*	大間々		栃木旭町	*	安房東部	*	植田	*		
四谷	千住	*	三崎	*	下仁田		栃木町栃木	*	小見川	*	窪田	*		
新吉原仲ノ町	府中	*	潮田	*	吉井		小山	*	成田	*	湯本	*		
新吉原	横浜関内		丸子	*	富岡		馬頭町	*	市川	*	平町	*		
白山	横浜関外		静岡		中之条		真岡	*	市川真間	*	四倉	*		
麻布	神奈川		沼津		草津		喜連川	*	安食	*	須賀川	*		

【表 4】 1942

新橋		品川		神奈川		箱根強羅	*	藤岡	*	佐野		甲府若松	
新橋南地		五反田		御所陸	*	田浦	*	下仁田		栃木		甲府吾妻	
芝浦		大塚		藤棚		湯河原	*	藪塚	*	小山		松本	
神明		王子		本牧		茅ヶ崎	*	鬼石	*	鹽原	*	京都祇園甲部	
新富町		尾久		磯子		静岡		水上	*	真岡		同乙部	
新川	*	大井	*	東神奈川		沼津		石橋	*	川治温泉	*	先斗町	
日本橋		大森新地	*	横浜日本橋		清水	*	小泉町	*	熊谷		上七軒	
葭町		目黒	*	蒔田		吉原		尾島	*	所沢		宮川町	
柳橋		西小山	*	鶴見		伊東		水戸		深谷		鳥原	
深川		池袋	*	潮田		三島		下市		加須		鳥取本町	*
向島		平井	*	綱島温泉	*	修善寺		水戸常盤	*	秩父		福島	
浅草		南千住	*	掃部山	*	熱海		土浦		浦和		中村	*
下谷		十二社	*	大久保	*	長岡		古河		羽生		原町	
湯島天神		中野新橋	*	戸塚		伊豆山	*	石岡		川口		郡山	
神田		玉川	*	井土ヶ谷	*	見附	*	下館		大宮		白河	
九段		羽田		川崎		半田	*	湊		忍	*	湯本	
牛込		調布		丸子		前橋		磯浜大貫		大沢	:	平	
赤坂		板橋		二子	*	高崎		笠間町		千葉		四倉	*
四谷		赤羽		平塚	*	桐生		鉦田町		木更津		須賀川	
新吉原仲ノ町		新井		平塚本宿	*	桐生東	*	真壁	*	安房東部		小名浜	*
新吉原		森ヶ崎		小田原	*	渋谷		潮来	*	成田		若松	*
白山		千住		箱根湯本	*	伊勢崎		日立	*	市川		飯坂湯野	
麻布		蒲田	*	横須賀		境町		日立栄	*	真間		東山温泉	
根岸		八王子		厚木		館林		高萩	*	安食		江名	
駒込		府中		鎌倉		太田		鹿沼		船橋	*	仙台	
大木戸		調布		藤沢		沼田		今市		銚子	*	鹽釜	*
浅草西		青梅	*	国府津		大間々		日光		小見川		青森	*
渋谷		立川	*	三崎		富岡		鬼怒川	*	勝浦		神戸	*
亀戸		横浜関内		大船	*	草津		大田原		佐原	*	新潟古街	*
大森		横浜関外		箱根宮ノ下	*	伊香保	*	足利平和		久留里		計 209 組合	

から同盟会の傾向をみていきたい。(表中の*は新たに加入した組合)

1917 年はすでに同盟会が拡大運動をすすめて数年ほど経過していた時期である。その時点での加入組合数は計 107 組合で、東京府内の組合が 33、そして横浜（神奈川）、桐生（群馬）、水戸（茨城）、宇都宮（栃木）、熊谷（埼玉）、千葉（千葉）、甲府（山梨）、松本（長野）など、東京近郊の県の組合が中心となった。ほかに京都や神戸など西日本の組合も参加している【表 2】。この年の全国の芸妓屋加入軒数は算出されていないものの、東京だけでも 1,995 軒に上る。同盟会の発足当初、組合は東京市内に限られ、総軒数も 15 軒ほどであったことを鑑みれば、15 年の間に飛躍的に会員が増えていったことが分かるだろう。

また、この増加傾向はその後 10 年間も継続された。10 年後の 1927 年の会員名簿によれば、加入組合数は 94 増の計 201 組合となった。組合名を見てみると、1917 年同様東京近郊中心ではあるが、京都、高知、岡山、宮崎、などの西日本に加え、秋田、山形、函館など北日本の組合もわずかながら新たに加入していることがわかる。また、東京府下の組合も 18 増え、51 組合となった。ここでは発足当時参加しなかった吉原をはじめ、洲崎、新宿、板橋などいわゆる「遊廓」²²⁾ も加入した【表 3】。次に表 3 から表 4 への変化をみてみると、1917 ～ 1927 年の 10 年間が同盟会の拡大時期であったことが分かる。1917 年から 1927 年にかけて組合数がほぼ倍増したのに対し、1927 年から 1942 年の 15 年間では、組合の入れ替わりはみられるものの、201 組合から 209 組合と組合の総数にはほとんど変化がなかったからである。

この増加は単に同盟会の勢力が大きくなっただけでなく、東京では 1923 年の関東大震災後、市街地復興、経済復興のなかで花街指定地そのものが増加した結果でもあったとみられる。その詳細は加藤政洋『花街—異空間の都市史—』に詳しいが、震災後、地域の経済発展を見込んだ人々が多数の指定地許可の請願を行ったのである。その正確な申請件数は不明であるものの、一部では約 70 件ともいわれている。申請に対する警視庁の対応は時の警視総監によってかなりの違いがみられたが、1927 年 5 月、太田政弘が総監を辞する際、新たに五反田や赤羽、玉川など計 7ヶ所に花街に指定された²⁴⁾。以降、必然的に芸妓屋の数も増えていった。こうした、芸妓屋の母数の増加も影響していたと思われる。そして、1926 年 2 月時点で同盟会に所属する芸妓屋の総軒数は全国で 5,763 軒となった²⁵⁾。また、他府県の芸妓屋の数も増加し、1926 年 2 月の『三業時報』誌上では「全国各地に亘って増加の傾向である事は事実である（中略）その後も続々と新加入を申込んで来て居るので手続き内容の調査に追われてゐる」と伝えられている²⁶⁾。そして 1 年後 1927 年の同盟会加入数は 532 増の 6,295 軒となった²⁷⁾。

・会務の変化と連続性

同盟会が拡大するにしたがって、会の運営方法にも多少変化が生じていった。先述のとおり、同盟会の本部は東京におかれ、年に 1 度の総会は基本的に東京でのみ開催されていた。しかし、「同盟会も各方面の御協力でだん／＼発展をいたしまして加盟組合も各府県に亘って出来」、「東京に同盟会本部が在ります関係上東京に於いて総会を開く事にして貰って居りましたが、発展に連れまして時に地方でも開催致すことが得策ではないか²⁸⁾」という役員らの考えから、静岡、前橋、仙台でも総会を開く事になった。しかし総会とはいえ議事事項を設けずに会員各々が自由に議題を提供するという形式の会議であったため、決議事項がまとまらず議論が紛糾することもしばしばみられたという。「議場の整理、其他について不平を唱へ議場席に駈け上り、議長横暴を叫んだ代表者」もあっ

た²⁹⁾。

こうして順調に全国に拡大していった同盟会であったが、発足時の基本的な理念であった、「芸妓逃亡の際の損害を軽減」させるという目的は変わらず、それに対する自衛システムつまり、情報の交換・共有は継続されていたようである。同盟会当事者の史料にはシステムについての記述はないものの、中央職業紹介事務局が1926年に作成した『芸娼妓酌婦紹介業に関する調査』に記されている。中央職業紹介事務局は内務省令により1923年に設立された組織で、1910～20年代に普及しつつあった公的職業紹介に関する中央事務を担った機関である。『芸娼妓酌婦紹介業に関する調査』は、当時事務局の囑託であった草間八十雄³⁰⁾を中心に芸娼妓酌婦の斡旋業者とその業務を調査し発表したもので、芸妓の紹介に関しても詳細に記録されている。そこには斡旋業者が芸妓を芸妓屋に紹介する際、経なければならぬ1つの必須過程として同盟会の承認があるという。草間は次のようにまとめている。(下線は筆者による)

本會は加盟組合營業上の權利と其利益を保護すること、之が事業目的の一つであるから、藝妓たりしものが債務未済の儘で廃業せるもの、若くは抱主に損害を被らせたものなど、夫れを辯償せざる限りは転稼又は再び稼業に就くことが出来ない、故に同會規約第二十四条に、加盟組合員中の抱藝妓または仕込藝妓にして契約違背又は違反の行為をなさんとするの虞れあるときは其の事由を詳記し遅滞なく当該支部に届出べし、支部は直ちに本部に通知するを要す、加盟組合員の戸籍面にある藝妓雖も亦同じ、契約の成文なきも債權を有すること明らかに立證し得らるゝものは前項の手續をなすことを得、以上の如く藝妓稼業に在るものにして契約を破棄し、抱主に損害を與へまたは損害を被むらすの虞れある場合は、此の同盟會の保護により權利を保全さるるのである、故に甲から乙に転稼せんとするものは、先づ同盟會に於て債務履行の如何を證明せざれば轉稼は絶対に不可能であり、又曾て藝妓であつたものは其抱主に對し債務を履行せざるに於ては再び稼業に就き得るのである、故に同會規約の一節に加盟組合員が藝妓を抱へ入れんとするときは其の住所氏名に戸籍謄本を添へ當該支部に申出で資格の證明を受くるにあらざれば契約をなすべからず、恣して藝妓稼業に就くには一つの興信機關があるので、此處を経由してから契約にかゝるのである。³¹⁾

つまり、斡旋業者は新たに芸妓を芸妓屋に斡旋する際、同盟会にその芸妓の情報を流し、過去に契約違反や「逃亡」の経歴がないかどうかを過去の「事故」の届出から確認するのである。いわゆる興信所のようなものである。そしてその際その芸妓が損害を与えたとされる経歴をもち、その弁償が未済であれば弁済しなければ新たに斡旋ができないことになっていたのである。これは東京芸妓屋組合が、抱えの芸妓が置屋を「退出」した際には組合の役員にその旨を連絡し、さらに会全体でその情報を共有していたという初期のシステムとも共通するもので、同盟会の拡大に伴って根幹のシステムも全国規模に発展したものと思われる。しかも草間によると「警察署より藝妓稼業を許可されても此同盟會の資格証明を受けざる限りは抱へるものがない³²⁾」という。つまり、官憲の許可以上に同盟会の承認が重要な過程だったのである。

3 改編期：支部連合会の創立

以上のように大正昭和期を通じて全国に拡大していった同盟会であるが、一方で地方の支部をま

とめる動きも活発化した。府県ごとに同盟会の支部を創設しはじめたのである。この支部創設の背景には、芸妓や芸妓屋の慣習が各地方によって異なっており、また各府県の芸妓および芸妓屋営業取締り規則も地方ごとに定められていたという事情がある。渡邊は、「道府県に散在して居ります会員も、東京に在る会員も会員に少しも変わりはないのですが、業者を取締る官憲の方針並に税金問題については、各地それ／＼皆異なっておりますし、又慣習も違って居る点から考へて、各府県に加盟支部連合会を組織することにな」ったとしている³³⁾。

支部創設の嚆矢となったのは群馬で、その後茨城、神奈川や東京と続いた³⁴⁾。東京においては従来税制の都合上、花街ごとに一等、二等と地域区分がなされ、等級に基づいて芸妓に対して課税がなされていたが、その区分が差別的であり、地方支部を創設して撤廃運動を展開し、区分を廃すべきであるということからはじまった。そこで、同盟会の会長であった渡邊と顧問であった新橋森川家の川村徳太郎が発起人となり、東京府下の芸妓屋間の連絡を円滑にし、各加入支部の融和を図り、営業上の「弊風」を改善することを目的として「全国芸妓屋同盟会東京支部連合会」の創立を図り、各支部に賛同を求めた³⁵⁾。川村と渡邊は1926年7月18日に浪花町会館で相談会を開催するので参加を募る旨の通知を各支部に送り、葭町や日本橋など22の組合が参加した。そのほか委任状にて八王子と四谷が出席したため、計24組合の役員で協議が行われた。

相談会では15条におよぶ規約草案が発起人から提示され、規約の審議、賛同の可否を問うた。ただ、出席組合の賛同は得られたようであるが、出席組合数が過半数に満たなかったため「創立」の決議はなされなかった。そこで、出席者らはよりこのまま相談会は相談会として協議を続け、欠席組合に対して相談会の決議を提示して賛同を求めていくという形で進めていくことに決定した³⁶⁾。

当初は会費や規約文の文言に関しては議論が紛糾したものの、協議の甲斐あって1927年2月、「全国芸妓屋同盟会東京支部連合会」が成立した。『三業時報』では「東京支部連合会目出度く創立さる▼連合規約は十五条よりなり▼渡邊平治郎氏理事長に就任」としてその創立が報じられた³⁷⁾。初会は矢の倉の福井楼にて行われ、初めに全国芸妓屋同盟会として「一、花柳病予防法案に関する件、一、禁酒法案に関する件、一、昭和二年度の減税運動に関する件」が話し合われた後、東京支部連合会（以下「支部連合」とする）の創立に関する協議に移り、満場一致を以て創立が可決された。出席組合は35組、役員は73名であった。そして【表5】のとおり規約が可決した。

議論の種となった会費については芸妓、1人につき1ヶ年20銭と決定した。また、同盟会の役員と東京支部連合の役員を兼任することが認められた。その結果、同盟会会長の渡邊が支部連合の理事に選出され、ほかに浅草、白山、同朋町、駒込、新橋、牛込、九段、大塚、渋谷の組合が諮議員となった³⁸⁾。また、この支部連合会の創立が発起される以前から、二等地域の芸妓屋は「同志会」という別の会合組織を形成していたが、支部連合会の創立にともなって解散した³⁹⁾。

また先にも触れたが、東京と前後して支部が創設されたのが神奈川県であった⁴⁰⁾。神奈川の場合は名称を「神奈川県芸妓屋連合会」として、横須賀芸妓屋組合の組合長であった松戸己之松や、関外の時田新太郎、遠藤太郎（小田原組合）、古屋保太郎（平塚組合）によって、1926年9月に地域連合が立ち上げられた。松戸は創立の趣意を「恐らく現在の花柳界は興亡そのいづれへかの岐路に立つ者と云へるだらう。此の難関を突破するにはどうしても其処に団結したる偉大なる実力の存在を必要とするのである」としている。そして特に神奈川では他府県に比して極端に高く設定されていた芸妓税率の引き下げを求め、また近年中に改正される見通しの芸妓取締規則の行方を注視して運動を展開していくべきだと主張した⁴¹⁾。そして、「神奈川県連合会の設立は此の意味に於て極めて有意

【表 5】東京支部連合会規約（『三業時報』4 巻 4 号 15 頁より作成）

第 1 条	本会は東京支部連合会と称し、警視庁著行に於ける全国芸妓屋同盟会各支部芸妓屋組合を以て之を組織す。
第 2 条	本会は加入者支部間の融和親睦を保持し左記各項の達成を期するを目的とす。 1、加入各支部間の連絡統一を図り営業上の弊風を矯正し斯業の安固を企図すること 2、加入各支部一致協力に因り斯業の福利増進を図り且つ営業上の権利と其の利益を擁護すること
第 3 条	本会は事務所を仮に東京市京橋区具足町四番地全国芸妓屋同盟会本部内に置く。
第 4 条	加入各支部の代表者は其組合の代表者を以て之に充つ。
第 5 条	本会の定時総会は毎年三月之を開き臨時総会は役員又は加入支部五箇所以上の請求ありたる場合に於て之を開会す。
第 6 条	議決権は一支部を以て一個とし、出席支部の過半数を以て之を決す、可否同数なるときは議長之を決す。
第 7 条	規約の改正及び本会の存廃に関する事項は加入各支部三分の二以上出席し其の議決権の過半数を以て之を決す。
第 8 条	会議の議長は理事長之に任ず、理事長事故ありたるときは理事之れに代る。
第 9 条	総会に於て決議したる事項はその要領を決議録に記載し、議長及び出席二部二箇所以上の署名を以て之を保存す。署名支部は議長の指名とす。
第 10 条	本会に左の役員を置く。一、理事長一名 二、理事十名 理事長理事は総会に於て選任す。理事長理事の任期は二箇年とす。但し再選を妨げず。
第 11 条	理事長は本会を代表して会務を総理し、理事は理事長を補佐し会務を総理す。
第 12 条	役員会は理事長及び理事を以て随時之を開催す。
第 13 条	本会の費用は加入各支部に於て負担するものとす。
第 14 条	本規約以外に必要な規定及び細則は役員会の決議に一任す。
第 15 条	本会の規約及び細則は全国芸妓屋同盟会本部の承認を受くる事を要す。

義であった」と締めくくった。この頃になると、東京以外に、神奈川や群馬の芸妓屋組合から同盟会の本部の役員に選出されるケースを確認することができ⁴²⁾、支部の動きが活発であった地域が同盟会本部にも影響力を持ち始めたと考えられる。

4 闘争期：減税運動、内紛問題

芸妓屋同盟会の地方支部の創設目的は、各地域の芸妓屋同士が一丸となって地域の問題に専念していくことであったが、この目的どおり大正後期以降は「芸妓屋の権利保護」主張のもとに様々な運動を展開していった。

・組合内紛問題

その一つは芸妓屋と「出先」との紛擾の仲裁である。「出先」とは料理屋や待合をさす業界用語であり、芸妓屋から芸妓が派遣され、出掛ける先であることからこのように呼ばれていた。しかし本来営業上の仲間であるはずの芸妓屋と「出先」の関係は平常から決して良好ではないばかりか、犬猿の仲であったといってもよい。その関係は東京二業連合会の顧問を務めた江原松三郎曰く「此の両者程仲の悪い者は外には無いと云つても過言では無い程の現状」で、互いに「偏屈な考へを持つて居て、互いに睨み合つて居る⁴³⁾」、というものであった。そして、渡邊は「料理屋、待合業者即ちお出先と称する方々には芸妓屋は自分達の属国であり、芸妓は自己の使用人の如く考へて居られた方も多分に居ったため、常に三業間の円満を欠き、紛擾が絶えなかったのでありました。⁴⁴⁾」としている。そして、これによる当時の同盟会の会務への影響にも言及している。

大正から昭和へかけて、頻々と各地方に出先と組合の紛擾が勃発して、本部は肝甚の事務以外にこれら支部と出先との争議解決に奔走努力する仕事に、容易ではなかったのであります。出

先と同盟会員との間に起る紛争には、必らず出先連合会の役員が出向かはれて出先の応援をされる。従って我同盟会本部からもきまったやうに不肖私が陣頭に立ち、幹事一、二名と共に御相談相手として出向き、関係者業者は勿論、出先連合会の役員とも折衝し円満解決に尽力致し、其間所属警察署の署長さんとも屢々会見討議を致したのであります。そして紛議を起こす各組合の内容といふものは、大抵は賃金問題の当不当に関連致して居ったのであります⁴⁵⁾。

事実、震災前後の東京では各花街の組合内部で対立・抗争が起こっていた。1925年暮、浅草組合では芸妓屋と出先側の双方の要求が相容れず、交渉がまとまらなくなり総会が紛糾した結果、一旦組合は解散し、その後2つの組合が誕生するという分裂騒動が起こった⁴⁶⁾。また、1929年7月大井では両者の対立が悪化した結果、一方が組合事務所に暴漢を送り込み、相手方に瀕死の重傷を負わせるという一大事件にまで発展した⁴⁷⁾。こうした紛擾の原因は、多くの場合渡邊のいう通り料金問題に由来していたとみられる。そして、紛擾が起こると芸妓屋側と出先側が臨時総会などを開いて解決を模索する。同盟会の幹事はその応援や仲裁に駆り出されるのである。しかも、大正昭和期にはこうした紛擾が随時各地で起きた⁴⁸⁾。つまり、こうした紛擾の多発は同盟会に紛擾の応援、または仲裁という新たな任務を要請し、会務に変化をもたらしていったのである。

・減税要求と政界進出

また、この時期には同盟会は減税運動を展開し、それに伴って地方議会へも積極的に進出していった。戦前期の芸妓には芸妓税が賦課されていた。その税額は時期や地域、等級によって異なるが、東京府税係の杉浦の整理によれば、1923年の東京では一等地の芸妓は一人当たり7.3円、二等地では5.8円となっていた⁴⁹⁾。これらは通常、各地域の組合が集金して納められた。前に触れた通り、東京に限らず神奈川など他の地域でも減税問題は取り組むべき大きな課題となっていた。

東京支部では初めに府議会議員への嘆願活動からスタートしたという。しかしながら、渡邊は当時をこう振り返る。

当時の議員はさきに申した通りの人計りといって差支無いのですから、花柳界の者といへば、つとめて面会を避けたものでありました。それ故朝早く出掛けて門前に待構へ、戸をあくるのを待って、取次の者が主人は外出されて不在他の口実を与へない為でしたが、それでも強情に二三時間も寒さを耐へて、面会の出来ないことが度々ありました。(中略)幸に面会が出来ても、どうも体裁よく断られるのが通り相場でありました⁵⁰⁾。

そしてこうした冷遇をうけた渡邊は政界への進出を試みたという。「自分が第一にその戦場に馬を進めることが一番よろしい」⁵¹⁾と考え、1924年6月の東京府議会議員改選の際、府議会議員候補として立候補した。この行為は当時業界の外の人々から相当非難され、「芸妓屋の分際」で、「気違い」などとの罵詈雑言をあびせられたという。おそらく誰一人として花柳界の経営に携わるものが府議会議員になるとは考えていなかったと思われる。しかしながら周囲の予想に反し渡邊は当選を果たし、同盟会では福井楼に70名が集まり盛大に当選を祝った⁵²⁾。

その後渡邊は全国芸妓屋同盟会会長、同東京支部連合理事、東京府議会議員として活動していった。たとえば、それまで芸妓が一般の演舞場で技芸を披露することは禁じられていたが、この禁止を解く運動にとりかかった⁵³⁾。また、このほかに花柳界からは区議会議員に立候補するものも現れた⁵⁴⁾。そしてその後、渡邊とは違う会派ではあったが、白山で満寿本を営む秋本平十郎も府議会議員に当選した。こうした花柳界から地域政界に進出する人々の背景には芸妓や芸妓屋、ひいては花柳界全体

の権利保護と地位の向上を目指そうという業界全体の意識があり、それが秋本や渡邊に政治的参加を要請し、彼らを当選させる1つの要因となったとみられる。そして1920年代後半から30年代にかけて、減税運動のほか、法令の改正などによって少しずつではあるが、芸妓や芸妓屋の利益を保護する体制の構築に尽力し、減税要請、芸妓の演舞場出演禁令の撤廃などを実現していったのである。

おわりに

以上時期を4期に区分して戦前期の芸妓屋同盟会の展開を見てきたが、最後にその流れを簡潔に整理して本稿をおえたい。

まず、芸妓屋同盟会の母体で1902年に創立された東京芸妓家組合は当初は小規模の内輪の寄合で、その趣旨は主に抱えの芸妓の「逃亡」等による損害から自らの稼業を保護するというものであった。そこでは主人同士が「逃亡」や「事故」などの情報を相互共有し、また他の加入者の承認を得て新たに抱え入れることができるというシステムで運営されていたが、基本的には加入者を増やさない方針であった。

しかし、1910年以降同盟会の体制変革が試みられた。地方の加入組合を漸次増加させ、名称も全国芸妓屋同盟会に変更し、会の拡大をはかったのである。そして、創立当初東京市内に15、6軒しかなかった芸妓屋の組合員は、1927年には6,000軒超と、17年間で飛躍的に増加していった。拡大に伴って地方で総会を開くなど多少の変化も見られたが、基本的な会務であった情報の共有等も継続された。

拡大に伴って各地の実状に適合した動きを可能にするため、1920年代以降は各地で地方支部の組織が始まった。群馬、茨城、神奈川と始まり中央支部の置かれていた東京でも1927年に全国芸妓屋同盟会東京支部連合が結成された。そして関東大震災以降各地で頻発した組合の内紛に芸妓屋の応援役や仲裁役として介入する、または上がり続ける芸妓税に歯止めをかけるため、地方政界に進出し、減税を要求するなどして新たな時代に対応する形で芸妓屋の権利保護を実現していったのである。

今回は史料制約から同盟会の本部が置かれた東京や近郊が議論の中心となってしまったが、今後は地方の動きもおさえつつ、花柳界や社会全体のなかで同盟会の動向やその成立の意義を評価する必要があるだろう。また、本論でのべたような戦前期の同盟会の動きは1930年代まではさほど変化がないが、1930年代後半以降、とりわけ戦時下においては、花柳界自体も大きな産業縮小をせまられていたことから、同盟会の在り方も当該期には大きな変容を余儀なくされたものと推測される。この点に関しては他の課題とも合わせて今後検討していくべき課題であるだろう。

注

- 1) 鷺谷樗風『坂口祐三郎伝』(大和屋 1955) 123～135頁。
- 2) 歴史地理学からのアプローチとして代表的なものをあげれば、加藤政洋『花街・異空間の都市史』(朝日新聞出版 2005)があり、「遊廓社会」論の代表は、吉田伸之・佐賀朝編『シリーズ遊廓社会 1三都と地方都市』、同『シリーズ遊廓社会 2近世から近代へ』(吉川弘文館 2013、2014)所収の論文がある。
- 3) 吉田伸之「遊廓社会」(塚田孝編『身分的周縁と近世社会 4都市の周縁に生きる』吉川弘文館 2006)

- や、前掲『シリーズ遊廓社会 1 三都と地方都市』などを参照。
- 4) 三業とは当初は遊廓を構成する「娼妓」「引手茶屋」「貸座敷」からなる地域をさしていたが、大正期には遊廓ではなく、「芸妓屋」「待合」「料理屋」からなる花街を示す言葉にかわっている。また、この派生で二業地は、「芸妓屋」「料理屋」からなる指定地のことを指している。ただし、「二業連合会」などで使われる「二業」は「料理屋」と「待合」のことを指していることに注意したい。
 - 5) 初田香成「白山 - 東京の三業地 - 」(前掲『シリーズ遊廓社会 2 近世から近代へ』(吉川弘文館 2014)。
 - 6) 例えば、東京の待合組合は関東大震災後に組合を復活させ、再編したが、税務署所長などと協議のうえ納税組合を組織しており、納税や減税運動など税に関する運動が主たる組合の業務であったように見受けられる。
 - 7) 全国花街連盟の創立については松田有紀子「芸妓という労働の再定位 - 労働者の権利を守る諸法をめぐって - 」(『立命館大学生存学研究センター報告』17 巻 (2012 年 3 月)) が詳しい。
 - 8) 第 2 代会長渡邊平治郎らの回想によれば戦前にも同盟会が機関新聞を発行していたことは確認することができた。しかしながら、今のところその現物は確認できておらず、また保存されているかどうか不明である。また、『華街新聞』の原本はメリーランド大学プランゲ文庫に保管されている。
 - 9) 『三業時報』は 1 巻 1 号、4 号、5 号、2 巻 2 号、3 巻 2 号、3 号、4 号、4 巻 1 号、4 号までは巻号で表記されているが、1928 年以降は巻号が消え、発行年月表記にかわっているが、本稿では原表記のまま表記した。なお以上の巻号はすべて『買売春問題資料集成 戦前編』第 27、28 巻 存娼政策編 (不二出版 2003) に収録されているが、1 巻 3 号は収録されておらず、新宿区立新宿歴史館に所蔵されている。
 - 10) 『東京朝日新聞』1902 年 3 月 23 日。
 - 11) 『華街新聞』1948 年 4 月 15 日。このうち「臣臣」氏については同盟会の名簿には名前が掲載されておらず、詳細不明である。また他の史料では「臣真」と表記されているが、ここでは『華街新聞』のまま表記した。
 - 12) 芹澤半蔵『私の一生』(富士見楼 1915) 37 頁。
 - 13) 『東京朝日新聞』1902 年 3 月 23 日。
 - 14) 『華街新聞』1948 年 4 月 15 日。
 - 15) 同前。
 - 16) 同前。
 - 17) 『読売新聞』1910 年 2 月 12 日。
 - 18) 『華街新聞』1948 年 5 月 1 日。
 - 19) 同前。
 - 20) 『華街新聞』1948 年 3 月 1 日によれば、渡邊が会長を辞任したのは 1948 年 3 月で、その後任は九段の櫻家高松八百吉となった。
 - 21) すべて東京都立中央図書館所蔵。
 - 22) ここでいう「遊廓」は娼妓と貸座敷を中心とした貸座敷指定地のことを指す。また「花街」は芸妓と芸妓屋、待合、料理屋の 3 つからなる花街指定地や芸妓待合茶屋許可地のことを指す。
 - 23) 『東京朝日新聞』1927 年 11 月 27 日。
 - 24) 同前、及び加藤前掲書 187 ～ 188 頁。
 - 25) 『三業時報』2 巻 2 号 (1926 年 2 月) 7 頁。
 - 26) 同前。
 - 27) 『昭和二年 全国芸妓屋同盟会総員名簿』(1927 年版) 381 頁。
 - 28) 『華街新聞』1948 年 9 月 1 日。
 - 29) 同前。
 - 30) 草間八十雄 (1875 ～ 1946) は新聞記者を経て内務省、東京市社会局、の嘱託を歴任し、当該の東京市における様々な社会調査の中心的役割を担った社会調査家である。下層社会や売買春に関する調査書を多数出版し、晩年には青少年の保護等にも積極的にかかわっている。草間の活動・生涯については、安岡憲彦『シリーズ福祉に生きる 2 草間八十雄』(大空社 1998)、同『近代東京の下層社会』(明石書店 1999) などが詳しい。

- 31) 『芸娼妓酌婦紹介業に関する調査』（中央職業紹介事務局 1926 年）39～40 頁。
- 32) 同前。
- 33) 『華街新聞』1948 年 5 月 15 日。
- 34) 『華街新聞』1948 年 5 月 15 日、及び『三業時報』3 卷 3 号（1926 年 9 月）3 頁。
- 35) 『三業時報』3 卷 2 号（1926 年 8 月）6 頁。
- 36) 同前。
- 37) 『三業時報』4 卷 4 号（1927 年 4 月）14 頁。
- 38) 同前 15 頁。
- 39) 『三業時報』3 卷 2 号（1926 年 8 月）6 頁。
- 40) 『三業時報』3 卷 3 号（1926 年 9 月）3 頁。
- 41) 同前 3 頁。
- 42) 『昭和二年 全国芸妓屋同盟会総員名簿』（1927 年版）。
- 43) 『三業時報』1 卷 1 号（1925 年 7 月）4 頁。
- 44) 『華街新聞』
- 45) 『華街新聞』1948 年 5 月 15 日。
- 46) 『三業時報』2 卷 2 号（1926 年 2 月）4～5 頁。
- 47) 『みやこ新聞』1929 年 7 月 6 日、同 19 日。
- 48) 三業組合の内紛は浅草、大井のほか、烏森、秋葉、赤坂、新富町、新橋、芝浦、十二社などでも見られ、十二社では内紛の結果芸妓屋の主人が射殺され、しかもそこから官憲と花街の癒着が暴露される事件が起きている。当該期の三業組合の内紛問題の詳細については後日別稿を記す予定である。
- 49) 『三業時報』1 卷 5 号（1925 年 12 月）2 頁。
- 50) 『華街新聞』1948 年 9 月 15 日。
- 51) 同前。
- 52) 『読売新聞』1924 年 6 月 27 日。
- 53) 『華街新聞』1948 年 10 月 15 日。

（本学大学院博士後期課程）